

- ◆この保険の対象は、全国老人クラブ連合会に連なる都道府県・指定都市老連および市区町村老連に加入している単  
位老人クラブです。
- ◆全国老人クラブ連合会が契約者となり、各単位老人クラブで取りまとめて申し込む団体保険です。個人での加入手続  
きはできません。
- ◆新規加入をご希望、ご検討の際は、クラブで担当者を決めて全老連「保険係」まで資料をご請求ください。  
〔資料請求受付期間〕【傷害保険】4月始期⇒1/4から2月末頃まで、10月始期⇒7/1から8月末頃まで  
【賠償責任保険】随時受付中

2022年10月始期  
2023年4月始期版

## 傷害保険 〈掛金・補償内容〉

自分がケガをした時の保険です。(病気は対象外)。

一部のタイプでは特定感染症に感染した場合や、他人の物を壊したり、  
他人にケガをさせた場合\*1も対象となります。1人1口加入で年齢制限はありません  
(複数口加入はできません)。\*1 法律上の賠償責任が伴う対人・対物事故が対象です。

### ①保険始期月 および保険期間

保険始期月	手続き期間(締切日厳守)	保険期間
2022年10月	2022年7月15日～9月15日まで	2022年10月1日午後4時から1年間
2023年4月	2023年1月15日～3月15日まで	2023年4月1日午後4時から1年間

### ②掛金内容・補償内容〔下記◆重要◆と併せてご確認ください〕

補償内容 (保険金額)	タイプ	補償充実 24時間型 クラブ活動中(往復途上(注1)を含む)・クラブ活動中以外を問わず 日常生活全般(24時間)のケガを補償します。 【補償額】上段:活動中のケガの補償額 下段:(活動中以外のケガの補償額)				活動型 クラブ活動中(往復途上(注1)を含む)の ケガを補償します。	
		掛金	12,000円/年 (182万円)	8,000円/年 (123万円)	5,000円/年 (104万円)	3,500円/年 (74万円)	1,000円/年
A 死亡保険金(注2) (事故から180日以内)		352万円 (182万円)	208万円 (123万円)	189万円 (104万円)	119万円 (74万円)	85万円	45万円
B 後遺障害保険金(注2) (事故から180日以内)		352万円 (182万円)	208万円 (123万円)	189万円 (104万円)	119万円 (74万円)	85万円	45万円
C 入院保険金日額(注3) (事故から180日以内、30日限度)		6,300円 (2,300円)	3,200円 (1,200円)	3,050円 (1,050円)	1,800円 (800円)	2,000円	1,000円
D 通院保険金日額 (事故から180日以内、30日限度)		3,700円 (1,100円)	2,050円 (750円)	1,950円 (650円)	1,150円 (500円)	1,300円	650円
特定感染症危険補償 (新型コロナウイルス感染症含む)(注4) (始期日から10日間は免責)		対象となる保険金 B C D (注5) (A死亡保険金は対象外です)					
個人賠償責任補償 (自転車事故も含む)(注6)		1億円限度					
地震・噴火・津波 危険補償		対象となる保険金 A B C D (注5)					
熱中症危険補償		対象となる保険金 A B C D (注5)					

### ③〔クラブ活動中とは〕

- 〔所属する単位クラブが予め計画・実施する活動〕および
- 〔市区町村(地区・校区)から全国までの各連合会が主催する活動イベント〕ならびに
- 〔老人クラブ関係者として他団体の活動〕への参加・往復途上を含みます。
- 事故証明者:単位クラブ関係者、参加した主催老連関係者

### ◆重要◆

- (注1) 往復途上とは、自宅(マンション、アパートなどの集合住宅は専用部、戸建ては敷地を含む)を出てから、クラブ活動場までの通常経路を指します。
- (注2) 死亡保険金と後遺障害保険金をどちらも請求する場合、いずれかの補償額が上限となります。(例:すでに支払った後遺障害保険金がある場合の死亡保険金は、すでに支払った金額を控除した残額となります) 後遺障害の程度に応じて、後遺障害保険金の4%~100%が支払われます。
- (注3) 手術保険金として、入院中は入院保険金日額の10倍、外来(入院中以外)は5倍がお支払対象となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
- (注4) 特定感染症危険補償特約。2022年2月現在、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項第3号に規定されていますので、補償対象となります。特定感染症を発病した場合に、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金について(除く死亡保険金、手術保険金)補償の対象となります。
- (注5) 特定感染症、地震・噴火・津波危険補償、熱中症危険補償はクラブ活動中・活動中以外を問わず24時間対象ですが、補償額は(A)死亡保険金(除く特定感染症補償)、(B)後遺障害保険金、(C)入院保険金日額、(D)通院保険金日額の下段( )内の補償額(活動中以外の補償額)となります。
- (注6) 1事故について1億円を限度に保険金をお支払いします。自動車等を運転中に生じた事故については対象外となります。

## 賠償責任保険 〈掛金・補償内容〉

他人の物を壊したり、ケガをさせた時\*1の保険。自分のケガは対象になりません。

- ① 対 象 : 単位老人クラブ(全員加入が条件となります)
- ② 保険期間 : 毎年10月から1年間(中途加入可)
- ③ 掛 金 : 1人年額100円(最低引受保険料3,000円)
- ④ 補 償 : 支払限度額1億円

\*1 法律上の賠償責任が伴う対人・対物事故が対象です。

## 公益財団法人全国老人クラブ連合会 保険係

〒100-8822 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル5階

受付時間 9:30から12:00まで  
(土、日、祝祭日、年末年始除く)  
13:00から17:00まで

加入申込書等、資料請求先 **専用FAX 03-3597-8767** お問い合わせ先 **03-3597-8770**

ホームページ <http://www.senior-ltd.com/> (老人クラブ保険) 検索 [メールアドレス hoken@senior-ltd.com](mailto:hoken@senior-ltd.com)

〈取扱代理店〉 有限会社 シニアサービス社 TEL.03-3597-8768

〈引受幹事保険会社〉 東京海上日動火災保険株式会社 医療・福祉法人部 TEL.03-3515-4143

※この広告は、以下の商品についてご紹介したものです。  
【老人クラブ傷害保険】  
老人クラブ団体傷害保険特約付帯傷害保険・  
総合生活保険(傷害補償)  
【老人クラブ団体賠償責任保険】  
施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険  
ご加入にあたっては、必ず「パンフレット」「概要」「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は、ご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明な点は、代理店までお問い合わせください。